

2008年8月20日

特定非営利活動法人

京都消費者契約ネットワーク 御中

株式会社NTTドコモ

回 答 書

貴団体より2008年8月1日付にて拝受いたしました申入書に関して、弊社より下記のとおり回答させていただきます。

記

ベーシックコース、バリューコースという2つの購入方法の導入に伴って、購入サポートがないバリューコースにてお買い上げ頂いたお客様を対象として、これまでの料金プラン（バリュープランの導入とともに「ベーシックプラン」としております）より基本使用料が安い「バリュープラン」という料金プランの提供を開始いたしました。

この「バリュープラン」、「ベーシックプラン」という料金プランについては貴団体に回答した平成20年4月24日付書面に記載のとおりですが、この料金プランの選

扱は、携帯電話機器905、705シリーズの発売開始にあわせ、平成19年11月26日以降の携帯電話機の購入を契機としており、ご指摘のように「ベーシックコース」にて携帯電話機をご購入されたお客様については、2年経過しても「バリュープラン」をご選択いただけません。

貴団体からのご要望につきましては、「バリュープラン」が適用されるお客様の範囲の拡大に関するものと理解しておりますが、ご指摘の端末販売奨励金の回収のほかにも弊社の収支に与える影響等も総合的に勘案のうえ、現在の適用範囲に至っており、現時点においてはその適用範囲の拡大等は予定しておりません。

貴団体からの申し入れにつきましては、弊社の事業運営等に対する貴重なご意見として賜りますが、現在の弊社の考えにつきましては上述のとおりでございますので、何卒ご理解いただくとともに、今後ともご指導賜りますようお願い申し上げます。

以上